

公表監第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（産業文化局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（社会福祉法人関西中央福祉会及び社会福祉法人真心幸泉会）、出資団体監査（西宮都市管理株式会社）及び指定管理者監査（企業組合労協センター事業団）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

平成28年11月22日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	野口あけみ
同	山田ますと

目 次

財政援助団体監査結果報告

社会福祉法人関西中央福祉会 及び 社会福祉法人真心幸泉会

第1	監 査 の 対 象	14 - 2
第2	監査の期間及び方法	14 - 2
第3	監 査 の 結 果	14 - 3
1	補助金の概要	14 - 3
2	補助事業の状況	14 - 4
3	事務処理等の状況	14 - 5
4	む す び	14 - 6
	資 料	14 - 7

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 4 各表中千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 5 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号のうち、「平成」は省略しています。

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	野口 あけみ
同	山田 ますと

財政援助団体監査結果報告

(社会福祉法人関西中央福祉会 及び 社会福祉法人真心幸泉会)

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の対象

社会福祉法人関西中央福祉会及び社会福祉法人真心幸泉会が、西宮市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づいて交付を受けた次の補助金に係る出納その他の事務のうち、主として平成27年4月1日から28年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、両法人及び所管部局提出の直近の数値を用いるよう努めました。

西宮市軽費老人ホーム事務費補助金

関西中央福祉会（ケアハウス有馬ホロンの苑）	28,273,000円
真心幸泉会（ケアハウス幸泉サンズ）	10,128,000円

第2 監査の期間及び方法

平成28年8月24日から事務局監査に入り、同年10月17日には健康福祉局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 補助金の概要 ※「資料1～3」参照

(1) 補助の目的

家庭環境・住宅事情・身体機能の低下等の理由により在宅生活が困難な60歳以上の低所得者層の高齢者が所得に応じた利用料で生活できるようにするため、軽費老人ホーム（ケアハウス）の設置者が入居者の利用料を減額した場合に、減額した金額に対して補助金を交付することにより入居者の負担軽減及び施設の円滑な運営を支援することを目的としています。

(2) 補助の対象

徴収すべき、入居者に対するサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の減額を行った法人に対し、補助金を交付しています。補助の対象となる事務費は、施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、利用者保健衛生費、備品購入費等となっています。

(3) 補助金の額

補助金の額は、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、各施設の事務費実支出額と事務費基準額を比較し、いずれか少ないほうの額から、当該年度に施設で徴収した入居者からの徴収額を控除した額（千円未満切捨て）となっています。

事務費基準額は、サービス提供に係る基準月額に年間延べ利用者数を乗じた額で、基準月額は、施設の設置形態、定員、介護職員の配置の有無などにより異なります。

各入居者からの徴収月額は、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した額により決定されています。

2 補助事業の状況

監査対象団体が運営する施設に対する27年度補助金(確定額)の算定は、次のとおりです。

施設名		有馬ホロンの苑	幸泉サンズ
設置区分		単独	併設
定員	A	100 人	15 人
基準月額	B	46,300 円	96,000 円
延べ入所者数	C	1,054 人	130 人
事務費基準額 (B×C)	D	48,800,200 円	12,480,000 円
事務費実支出額	E	62,463,345 円	15,360,259 円
D、Eのうち 少ないほうの額	F	48,800,200 円	12,480,000 円
本人徴収額	G	20,526,500 円	2,352,000 円
事務費減免額 (F-G)	H	28,273,700 円	10,128,000 円
補助金額	I	28,273,000 円	10,128,000 円

最近3か年の補助金額等の状況は、次のとおりです。

有馬ホロンの苑

(単位：円・人)

	25年度	26年度	27年度
補助金額	27,118,000	27,493,000	28,273,000
延べ入所者数	1,115	1,083	1,054
一人当たり補助月額	24,321	25,385	26,824

幸泉サンズ

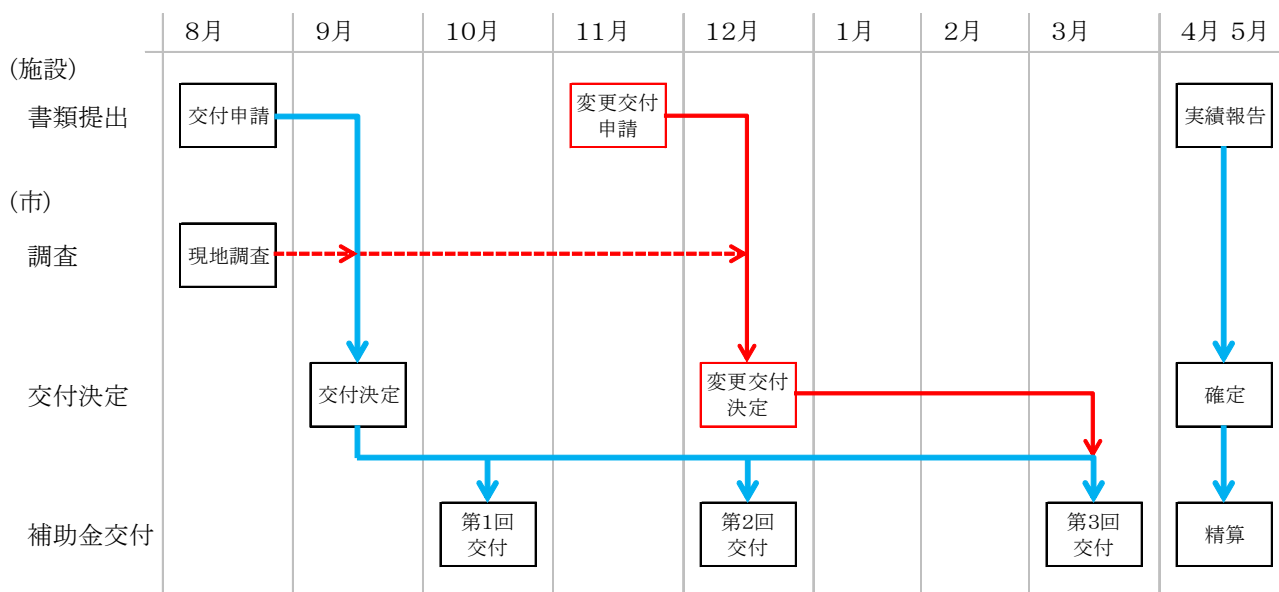
(単位：円・人)

	25年度	26年度	27年度
補助金額	12,276,000	11,442,000	10,128,000
延べ入所者数	159	148	130
一人当たり補助月額	77,207	77,310	77,907

なお、入居者からの徴収額決定事務について、各施設で現地調査を行ったところ、有馬ホロンの苑で1件、幸泉サングで1件、必要経費の認定に誤りが見られました。また、幸泉サングでは、徴収額の決定を7月1日付で行うべきところ、6月1日付で行っていました。

3 事務処理等の状況

補助金交付に係る事務処理の流れは、次のとおりです。



補助金交付申請書など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

8月に所管課による現地調査が行われていますが、そこでの指摘が9月の交付決定に反映されていません。また、11月に変更交付申請書の提出を求め12月に変更交付決定を行っていますが、最終的に精算が必要なことに変わりはなく、市の12月補正予算にも関係していません。交付申請、変更交付申請、補助金交付の時期について整理、検討を行ってください。

11月の変更交付申請で、現地調査の指摘事項が正しく修正されておらず、見落としのまま変更交付決定をしています。また、交付申請書には収支予算書や資金収支計算書などが添付されていますが、金額が一致しないものが見られます。マニュアルやチェックリストを作成するなどチェック項目を明確にし、適正な事務処理に努めてください。

決定通知書や変更決定通知書に交付時期の記載がないなど不備が見られます。様式の見直しを行ってください。

4 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金に関する規定、補助金申請関係書類、収入支出関係書類の確認など、主に財務事務を中心に監査を実施したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていました。

軽費老人ホーム事務費補助金は中核市移行時に県から移譲されたもので、事務費や入居者からの徴収額などの基準は国の通知に基づいて決定しています。これらの基準は、社会経済情勢などを勘案し、市の判断で改定できるものとなっています。本市の事務は、基本的に国通知のとおり行われていますが、必ずしも合理的とは言えない点が見られます。

入居者からの徴収額決定事務では、収入として認定するもの、必要経費として認定するものが詳細に定められていますが、入居者が申告しない収入を施設側が捕捉することはほぼ不可能であり、年金以外の少額の収入については取扱いの不統一による不公平が生じるおそれがあります。補助の対象となる経費については具体的な範囲が定められておらず、実務上は実支出額は基準額を上回るものとして扱われており、実支出額と基準額の比較は形骸化しています。補助金申請の負担軽減や補助目的を達成するためのより効率的、効果的な方法について検討してください。

社会福祉法人関西中央福祉会及び社会福祉法人真心幸泉会は、今後とも、在宅生活が困難な低所得高齢者の生活を支える機能を十分に発揮できるよう、施設の健全な運営に努めてください。

資 料

資料1	軽費老人ホーム事務費補助金の支出状況（27年度）	14－ 8
資料2	事務費の基準月額（27年度）	14－ 8
資料3	入居者からの徴収月額（27年度）	14－ 9

資料1 軽費老人ホーム事務費補助金の支出状況 (27年度)

施設名	定員(人)	補助金額(円)	構成比(%)
有馬ホロンの苑	100	28,273,000	32.9
幸泉サンズ	15	10,128,000	11.8
その他4施設	97	47,481,000	55.3
計	212	85,882,000	100.0

資料2 事務費の基準月額 (27年度)

単独設置

取扱定員(人)	介護職員	基準月額(円)
20	配置あり	140,500
	配置なし	117,100
21-30	配置あり	94,100
	配置なし	78,500
31-40	配置あり	82,600
	配置なし	70,900
41-50	配置あり	73,700
	配置なし	64,400
51-60	配置あり	62,400
	配置なし	54,600
61-70	配置あり	59,100
	配置なし	52,400
71-80	配置あり	51,900
	配置なし	46,000
81-90	配置あり	51,400
	配置なし	46,200
91-100	配置あり	46,300
	配置なし	41,800

併設設置

取扱定員(人)	介護職員	基準月額(円)
10-14	配置あり	143,300
	配置なし	96,400
15-19	配置あり	96,000
	配置なし	64,700
20-29	配置あり	91,700
	配置なし	68,400
30	配置あり	66,200
	配置なし	50,500
31-40	配置あり	61,600
	配置なし	50,000
41-50	配置あり	49,600
	配置なし	40,200

資料3 入居者からの徴収月額 (27年度)

対象収入(円)	費用徴収月額(円)
1,500,000 以下	10,000
1,500,001 ~ 1,600,000	13,000
1,600,001 ~ 1,700,000	16,000
1,700,001 ~ 1,800,000	19,000
1,800,001 ~ 1,900,000	22,000
1,900,001 ~ 2,000,000	25,000
2,000,001 ~ 2,100,000	30,000
2,100,001 ~ 2,200,000	35,000
2,200,001 ~ 2,300,000	40,000
2,300,001 ~ 2,400,000	45,000
2,400,001 ~ 2,500,000	50,000
2,500,001 ~ 2,600,000	57,000
2,600,001 ~ 2,700,000	64,000
2,700,001 ~ 2,800,000	71,000
2,800,001 ~ 2,900,000	78,000
2,900,001 ~ 3,000,000	85,000
3,000,001 ~ 3,100,000	92,000
3,100,001 以上	全額